

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 68 号

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例（昭和 55 年新潟市条例
第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「利用を許可するとき」を「利用の開始前まで」に改める。

第 2 条 新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を次のように改正
する。

第 5 条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第 5 条 改善センターのうち別表第 3 に掲げる施設を利用しようとする者から同表に掲
げる使用料を徴収する。

2 地域センターの利用については使用料を徴収しない。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（使用料の徴収時期）

第 5 条の 2 使用料は、改善センターの利用の開始前までに徴収する。ただし、市長は、
特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

（使用料の免除）

第 5 条の 3 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全
部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第 5 条の 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第 8 条第 2 項の規定によ

り処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

第10条第1項中「改善センター」の次に「及び地域センター」を加え、「午後10時」を「午後9時」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1号中「利用」を「改善センター及び地域センターの利用」に改め、同条第2号中「使用料の」の次に「納付期日の決定及び」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	施設
新潟市大江山 農村環境改善 センター	新潟市江南区細山 401番地	多目的ホール、第1大会議室、第2大会議室（和室）、中会議室、小会議室（和室）、料理実習室、図書資料コーナー、談話コーナー
新潟市横越農 村環境改善セ ンター	新潟市江南区沢海 3丁目1番30号	多目的ホール、第1大会議室、第2大会議室（和室）、第1小会議室（和室）、第2小会議室（和室）、料理実習室、図書資料コーナー、談話コーナー
新潟市月潟農 村環境改善セ ンター	新潟市南区西萱場 1069番地	多目的ホール、第1小会議室、第2小会議室、郷土物産資料室、談話コーナー
新潟市黒埼農 村環境改善セ ンター	新潟市西区金巻7 46番地3	多目的ホール、第1大会議室（和室）、第2大会議室、第1中会議室（和室）、第2中会議室、料理実習室、談話コーナー

新潟市岩室農村環境改善センター	新潟市西蒲区和納 2丁目21番1号	多目的ホール、大会議室（和室）、第1小会議室、第2小会議室、料理実習室、談話コーナー
新潟市巻農村環境改善センター	新潟市西蒲区福井 3975番地1	多目的ホール、第1中会議室、第2中会議室、第3中会議室、第4中会議室（和室）、料理実習室、談話コーナー

別表第2（第2条関係）

名称	位置	施設
新潟市木津地域研修センター	新潟市江南区木津2丁目3番28号	大広間、小広間、研修室
新潟市新保地域研修センター	新潟市秋葉区新保1747番地	ホール、大広間、研修室、料理実習室
新潟市鎌倉地域研修センター	新潟市秋葉区鎌倉273番地1	ホール、大広間、研修室、料理実習室

別表第3（第5条関係）

1 新潟市大江山農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	第1大会議室	第2大会議室（和室）	中会議室	小会議室（和室）	料理実習室
一 午前	960	200	200	160	80	160

一般 利 用	午後	960	200	200	160	80	160
	夜間	960	200	200	160	80	160
	全日	2,880	600	600	480	240	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,950	1,950	1,370	780	910
	午後	5,200	1,950	1,950	1,370	780	910
	夜間	5,200	1,950	1,950	1,370	780	910
	全日	13,000	4,940	4,940	3,450	1,950	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

2 新潟市横越農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホ ール	第1大会 議室	第2大会 議室（和 室）	第1小会 議室（和 室）	第2小会 議室（和 室）	料理実習 室
一 午前	960	200	200	80	80	160

一般利用	午後	960	200	200	80	80	160
	夜間	960	200	200	80	80	160
	全日	2,880	600	600	240	240	480
目的外利用	午前	5,200	1,950	1,950	780	780	910
	午後	5,200	1,950	1,950	780	780	910
	夜間	5,200	1,950	1,950	780	780	910
	全日	13,000	4,940	4,940	1,950	1,950	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

3 新潟市月潟農村環境改善センター

区分		施設の使用料（円）		
		多目的ホール	第1小会議室	第2小会議室
一般	午前	960	80	80
	午後	960	80	80

利 用	夜間	960	80	80
	全日	2,880	240	240
目 的 外 利 用	午前	5,200	780	780
	午後	5,200	780	780
	夜間	5,200	780	780
	全日	13,000	1,950	1,950

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 新潟市黒埼農村環境改善センター

区分		施設の使用料（円）					料理実習室
		多目的ホール	第1大会議室（和室）	第2大会議室	第1中会議室（和室）	第2中会議室	
一 般	午前	960	200	200	160	160	160
	午後	960	200	200	160	160	160

利 用	夜間	960	200	200	160	160	160
	全日	2,880	600	600	480	480	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,950	1,950	1,370	1,370	910
	午後	5,200	1,950	1,950	1,370	1,370	910
	夜間	5,200	1,950	1,950	1,370	1,370	910
	全日	13,000	4,940	4,940	3,450	3,450	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

5 新潟市岩室農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	大会議室（和室）	第1小会議室	第2小会議室	料理実習室	
一 般	午前	960	200	80	80	160
	午後	960	200	80	80	160

利 用	夜間	960	200	80	80	160
	全日	2,880	600	240	240	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,950	780	780	910
	午後	5,200	1,950	780	780	910
	夜間	5,200	1,950	780	780	910
	全日	13,000	4,940	1,950	1,950	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

6 新潟市巻農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	第1中会議室	第2中会議室	第3中会議室	第4中会議室（和室）	料理実習室
一 般	午前	560	160	160	160	160
	午後	560	160	160	160	160

利 用	夜間	560	160	160	160	160	160
	全日	1,680	480	480	480	480	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,370	1,370	1,370	1,370	910
	午後	5,200	1,370	1,370	1,370	1,370	910
	夜間	5,200	1,370	1,370	1,370	1,370	910
	全日	13,000	3,450	3,450	3,450	3,450	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定並びに次項及び第3項の規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例

(以下「新条例」という。)の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市農村環境改善センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。